

● 第10章 日赤熊本ボランティアセンター ●

熊本地震からの気付きと今後に向けて

災害ボランティアセンター(DVC)の運営体制

DVCの運営については、本社からの支援要員に主導してもらう形となった。また、ボランティアには、熊本県支部災害対策本部の支援を依頼することとしたため、指揮命令系統、情報共有、報告等の体制が不明確との声もあり、ボランティアを活かしきれない場面があった。

ボランティアの位置づけの明確化と実態の把握

今回の教訓から、「災害救援」の中でのボランティアをどう位置付け、どんな役割を果たしてもらうかを明確化する必要がある。また、平時から奉仕団等、赤十字ボランティアの活動の実態を十分に把握しておき、災害時の活動についての情報交換を密にしておくことが重要である。



CHAPTER 11

第11章

義援金

義援金の受け入れ体制と募集の開始

受付開始までの経緯・流れ

4月14日に発生した前震による被害で、県内全45市町村に災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用されました。これにより、熊本県支部では、被災者支援の一助とするため、災害発災直後の4月15日、義援金受け付けについて、本社、熊本県など関係機関との調整に入った。

また、「日本赤十字社災害義援金取扱規程(平成11年2月19日本達乙第1号)」に基づき、義援金の受付について所管する本社救護・福祉部との協議を行うとともに、4月15日

付け本社救護・福祉部長通知で了承を得た後、被災自治体である熊本県の地域防災計画に基づき、熊本県の呼びかけにより、熊本県、熊本県共同募金会、日本赤十字社熊本県支部の3者による配分委員会が設置され、4月15日から義援金の募集を開始しました。

なお、大分県においても、同地震による被害状況により4月22日から同様に義援金の受け付けが開始された。

義援金募集要綱

平成 28 年熊本地震災害義援金募集要綱

日本赤十字社

1 趣旨
平成 28 年 4 月 14 日に発生した熊本県熊本地方を震源とする最大震度7の地震により、多数の方々が生命又は身体に危害を受け、甚大な被害をもたらしていることから、熊本県全州市町村に災害救助法が適用された。日本赤十字社では、この災害により被災された方々を支援し、生活再建の一助とするため、義援金の募集を行うものである。

2 義援金の名称
平成 28 年熊本地震災害義援金

3 募集期間 平成 28 年 4 月 15 日(金)から平成 30 年 3 月 31 日(土)まで
※大分県支部専用口座は平成 28 年 9 月 30 日(金)まで

4 義援金の振込窓口について
(1) ゆうちょ銀行・郵便局

金融機関	支店名	口座番号	口座名義
ゆうちょ銀行		00130-4-265072	日本赤十字社 熊本地震災害義援金

※ 窓口での振り込みの場合は、振込手数料は免除される。
(ATM による通常払込みおよびゆうちょダイレクトをご利用の場合は、所定の振込手数料がかかる。)

(2) 都市銀行

金融機関	支店名	口座番号	口座名義
三井住友銀行	すざらん支店	普通預金「2787530」	日本赤十字社 (ニホンセキ ジュウジシヤ)
三菱東京UFJ銀行	やまびこ支店	普通預金「2105525」	
みずほ銀行	クヌギ支店	普通預金「0620308」	

※ 金融機関によっては、振込手数料が別途かかる場合がある。

(3) 熊本県支部専用口座

金融機関	支店名	口座番号	口座名義
肥後銀行	三郎支店	普通預金「591893」	日本赤十字社熊本県支部 支部長 浦島都夫 (カバシマ イクオ)
熊本銀行	日赤通支店	普通預金「3087071」	

※ 金融機関によっては、振込手数料が別途かかる場合がある。

P2 義援金の受け入れ体制と募集の開始

(4) 大分県支部専用口座

金融機関	支店名	口座番号	口座名義
大分銀行	ソーリン支店	普通預金「7507846」	日本赤十字社大分県支部 支部長 広瀬勝貞 (ヒロセ カツサダ)
大分県信用組合	本店営業部	普通預金「4098496」	

※ 同一金融機関の本支店間の振込手数料(ATMは不可)は免除される。

5 義援金の税制上の取扱い
この義援金は、所得税法第78条第2項第1号及び法人税法第37条第3項第1号に規定する「国又は地方公共団体に対する寄附金」に該当する。併せて、地方税法第37条の2第1項第1号及び第314条の7第1項第1号に規定する「都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金」に該当する。

6 受領証の発行
ゆうちょ銀行の振込用紙の半券や金融機関の振込時の利用明細書を受領証の代用とすることができる。この場合における税の申告手続きの際は、義援金専用口座への振込みであることが確認できる書類(本募集要綱など)の添付が必要になる。
なお、受領証の代用となる書類がない場合や半券等を紛失された場合などにおいて、寄附者が、義援金について税制上の優遇措置(所得税、法人税)を希望される場合、申し出により、後日受領証を発送する。
※ 受領証として代用できる利用明細書は、その明細書に①寄附者、②寄付した日、③寄付金額、④寄付先の口座番号(義援金専用口座番号)が明らかにされているものに限られる。

7 義援金の配分
日本赤十字社に送金された義援金は、被災2県の行政、各県共同募金会、日本赤十字社各県支部等で構成される義援金配分委員会において取りまとめを行い、義援金配分委員会が決定された配分基準に基づき、被災地の各市町村を通じて被災者に配分される。

8 その他
上記記載の口座は、義援金のみを取り扱うこととする。
【問い合わせ先】
日本赤十字社 事業局 パートナースHIP推進部 会員課
TEL: 03-3437-7081

受付期間延長について

当初、義援金の受付期間については、配分委員会の構成メンバーである、熊本県、熊本県共同募金会、日本赤十字社熊本県支部の3者により協議のうえ、平成28年6月30日までとされていた。しかしながら、多くの義援金が寄せられていることから、熊本県は、義援金受け付け延長を行った。

なお、大分県の受付期間の終了により、平成28年9月30日

までに収納された義援金は、被災状況に応じて按分され「熊本県及び大分県」の配分委員会に送金し、平成28年10月1日以降に収納された義援金は、全額「熊本県」の配分委員会に送金となった。

※受付期間は各被災県に設置された義援金配分委員会においてそれぞれ決定されるため、下記のような違いが生じる。

受付期間	平成28年4月15日(金)から平成28年6月30日(木) ※大分県は平成28年4月22日(金)から開始
受付期間延長(第1回):	熊本県)平成29年3月31日(金)まで延長 大分県)平成28年9月30日(金)まで延長後、終了
(第2回):	熊本県)平成30年3月31日(土)まで延長
(第3回):	熊本県)平成31年3月31日(日)まで延長



義援金を募集する日赤熊本の職員

平成28年 熊本地震義援金配分委員会(熊本・大分)

配分委員会要項(熊本・大分)

■熊本

平成28年熊本地震義援金配分委員会設置要綱

(目的)
第1条 平成28年4月14日に発生した熊本地震に関し、熊本県、日本赤十字社熊本県支部及び社会福祉法人熊本県共同募金会を通じて寄せられた義援金を被災者に分配するため、平成28年熊本地震義援金配分委員会（以下「委員会」という。）を設置する。
(委員会の審議事項)
第2条 委員会は、次の事項について審議するものとする。
(1) 配分の対象
(2) 配分の基準
(3) 配分の方法
(4) その他配分に関し必要な事項
(構成)
第3条 委員会の委員は、次に掲げる者をもって構成する。
(1) 熊本県健康福祉部長
(2) 日本赤十字社熊本県支部事務局長
(3) 社会福祉法人熊本県共同募金会常務理事
(役員)
第4条 委員会には、会長、副会長をそれぞれ1名置く。
2 会長は、熊本健康福祉部長を、副会長は、日本赤十字社熊本県支部事務局長を持って充てる。
(役員の職務)
第5条 会長は、委員会を招集し、会務を総括する。
2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。
(経費)
第6条 各構成団体が義援金の配分等に要する諸経費については、その団体において負担する。
(事務局)
第7条 委員会の事務を処理するために、熊本県健康福祉部健康福祉政策課に事務局を置く。
(雑則)
第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は委員会において決する。
附則
この要綱は、平成28年4月25日から施行する。

■大分

平成28年4月地震大分県被災者義援金配分委員会設置要綱

(目的)
第1条 平成28年4月地震による被災者に対し、お見舞いとして県内外から寄せられた義援金を公平かつ公正に配分するため、大分県地域防災計画に基づき、平成28年4月地震大分県被災者義援金配分委員会（以下「配分委員会」という。）を設置する。
(配分委員会の構成等)
第2条 配分委員会の構成機関は、次に掲げる機関とする
(1) 大分県（福祉保健部）
(2) 大分県市長会
(3) 大分県町村会
(4) 日本赤十字社大分県支部
(5) 社会福祉法人 大分県共同募金会
(6) 社会福祉法人 大分県社会福祉協議会
(委員会の所掌事務)
第3条 配分委員会は、義援金の配分計画として次の事項について審議する。
(1) 配分の対象
(2) 配分の基準
(3) 配分時期
(4) 配分方法
(5) その他必要な事項について
(委員の任命)
第4条 委員は、配分委員会構成機関のものの中から知事が任命する
(役員)
第5条 配分委員会に会長、副会長をそれぞれ1名置く。
2 会長は、委員の互選により、副会長は会長が委員の中から選出する。
(役員職務)
第6条 会長は、会務を総括する。副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
(会議)
第7条 会長は、必要の都度配分委員会を招集し、会長が議長となる。
(配分委員会の事務局)
第8条 配分委員会の事務局は、大分県福祉保健部地域福祉推進室内に置く。
(その他)
第9条 この要綱に定めのないものについては、配分委員会において協議し決定する。
附則
この要綱は、平成28年5月13日から適用し、義援金配分が完了し次第廃止するものとする。

配分委員会構成メンバー

■熊本

構成機関	職名
熊本県	健康福祉部長
日本赤十字社熊本県支部	事務局長
熊本県共同募金会	常務理事

■大分

構成機関	職名
大分県	健康福祉部長
大分県市長会	合同事務局長
大分県町村会	
日本赤十字社大分県支部	事務局長
大分県共同募金会	常務理事兼事務局長
大分県社会福祉協議会	事務局長

義援金配分委員会の開催状況(配分基準・配分額等)

項目	熊本県義援金配分委員会			
	開催回数	開催日時	場所	審議内容
開催状況	第1回	H28. 5. 2(月)	県庁	・配分対象区分、基準額、スケジュールについて
	第2回	H28. 6. 7(火)	県庁	・第2次配分基準について
	第3回	H28. 8. 2(火)	県庁	・第3次配分基準について
	第4回	H28. 9.23(金)	稟議	・第4次配分について
	第5回	H28.11.29(火)	県庁	・第5次配分について
	第6回	H29. 1. 6(金)	稟議	・第6次配分について
	第7回	H29. 2. 3(金)	稟議	・第7次配分について
	第8回	H29. 3. 3(金)	稟議	・第8次配分について
	第9回	H29. 4. 5(水)	稟議	・第9次配分について
	第10回	H29. 5. 2(火)	稟議	・第10次配分について
	第11回	H29. 6. 2(金)	稟議	・第11次配分について
	第12回	H29. 6.16(金)	稟議	・第12次配分について
	第13回	H29. 7.18(火)	稟議	・第13次配分について
	第14回	H29. 8.21(月)	稟議	・第14次配分について
	第15回	H29. 9.25(月)	稟議	・第15次配分について
	第16回	H29.10.17(火)	稟議	・第16次配分について
	第17回	H29.11.17(金)	稟議	・第17次配分について
	第18回	H29.12.18(月)	県庁	・新たな配分対象及び基準額について ・配分対象、基準額に基づく追加配分について
委員構成	熊本県、日本赤十字社熊本県支部、熊本県共同募金会			
受付額	512億6,081万7,547円（受入総額）平成29年12月13日現在			
配分基準		配分額		
死亡者		100万円		
重傷者		10万円		
全壊		80万円		
半壊		40万円		
一部損壊		10万円（修理費用を100万円以上支出した世帯）		
解体		80万円（第18次配分から対象）		
第18次までの配分額計（累計）		428億6,820万円（第18次までの配分累計額）		

項目	大分県義援金配分委員会			
	開催回数	開催日時	場所	審議内容
開催状況	第1回	H28. 5.27(金)	総合福祉会館	・配分対象区分、基準額について ・第2次配分基準について
	第2回	H28. 10.28(金)	県庁	
委員構成	大分県、大分県市長会、大分県町村会、日本赤十字社大分県支部、大分県共同募金会、大分県社会福祉協議会			
受付額	9億1,638万4,327円（※H28.9.30 受付終了）			
配分基準		配分額		
死亡者		36万6千円		
重症者		18万3千円		
全壊		36万6千円		
半壊		18万3千円		
一部損壊		9万1千500円		

※第2次配分後の残額及び第2次配分後に入金された義援金は、被害の大きかった別府市、由布市に対し、配分合計額の割合に応じて按分し枠配分となった。
●別府市 16,610,275円 ●由布市 6,459,552円

義援金への対応・セレモニー

配分委員会への送金状況(熊本・大分)

●熊本県配分委員会への送金状況

\	送金日	締め日	送金対象期間	熊本県支部	本社	合計
				金額	金額	金額
第1回送金	H28.4.28(木)	H28.4.21(木)	H28.4.15(金)~4.21(木)	93,822,838	3,000,000,000	3,093,822,838
第2回送金	H28.5.25(水)	H28.4.30(土)	H28.4.22(金)~4.30(土)	107,378,227	4,384,292,203	4,491,670,430
第3回送金	H28.6.10(金)	H28.5.15(日)	H28.5.1(日)~5.15(日)	96,431,964	2,838,403,648	2,934,835,612
第4回送金	H28.6.27(月)	H28.5.31(火)	H28.5.16(月)~5.31(火)	140,863,138	4,336,903,639	4,477,766,777
第5回送金	H28.7.11(月)	H28.6.15(水)	H28.6.1(水)~6.15(水)	86,382,720	1,651,874,808	1,738,257,528
第6回送金	H28.7.25(月)	H28.6.30(木)	H28.6.16(木)~6.30(木)	77,837,371	3,680,772,056	3,758,609,427
第7回送金	H28.8.25(木)	H28.7.31(日)	H28.7.1(金)~7.31(日)	89,711,652	3,568,061,480	3,657,773,132
第8回送金	H28.9.26(月)	H28.8.31(水)	H28.8.1(月)~8.31(水)	14,947,303	1,545,457,064	1,560,404,367
第9回送金	H28.10.25(火)	H28.9.30(金)	H28.9.1(木)~9.30(金)	11,884,520	697,430,130	709,314,650
第10回送金	H28.11.25(金)	H28.10.31(月)	H28.10.1(土)~10.31(月)	20,857,308	380,217,075	401,074,383
第11回送金	H29.1.4(水)	H28.11.30(水)	H28.11.1(火)~11.30(水)	10,564,871	244,308,732	254,873,603
第12回送金	H29.1.31(火)	H28.12.31(土)	H28.12.1(木)~12.31(土)	4,769,008	319,353,284	324,122,292
第13回送金	H29.2.28(火)	H29.1.31(火)	H29.1.1(日)~1.31(火)	1,512,475	203,077,116	204,589,591
第14回送金	H29.3.31(金)	H29.2.28(火)	H29.2.1(水)~2.28(火)	1,304,414	106,277,292	107,581,706
第15回送金	H29.4.28(金)	H29.3.31(金)	H29.3.1(水)~3.31(金)	10,837,872	139,754,577	150,592,449
第16回送金	H29.5.31(水)	H29.4.30(日)	H29.4.1(土)~4.30(日)	2,605,504	165,423,066	168,028,570
第17回送金	H29.6.30(金)	H29.5.31(水)	H29.5.1(月)~5.31(水)	2,327,589	153,387,997	155,715,586
第18回送金	H29.7.31(月)	H29.6.30(金)	H29.6.1(木)~6.30(金)	1,088,430	86,908,620	87,997,050
第19回送金	H29.8.31(木)	H29.7.31(月)	H29.7.1(土)~7.31(月)	1,769,112	94,772,251	96,541,363
第20回送金	H29.9.29(金)	H29.8.31(木)	H29.8.1(火)~8.31(木)	4,584,881	65,479,715	70,064,596
第21回送金	H29.10.31(火)	H29.9.30(土)	H29.9.1(金)~9.30(土)	881,540	71,264,877	72,146,417
第22回送金	H29.11.30(木)	H29.10.31(火)	H29.10.1(日)~10.31(火)	990,366	42,331,361	43,321,727
第23回送金	H29.12.26(火)	H29.11.30(木)	H29.11.1(水)~11.30(木)	1,754,056	60,476,927	62,230,983
第24回送金	H30.1.31(水)	H29.12.31(日)	H29.12.1(金)~12.31(日)	840,575	76,137,692	76,978,267
合計				785,947,734	27,912,365,610	28,698,313,344

●大分県配分委員会への送金状況

\	送金日	締め日	送金対象期間	大分県支部	本社	合計
				金額	金額	金額
第1回送金	H28.5.10(火)	H28.4.30(土)	H28.4.22(金)~4.30(土)	3,273,319	0	3,273,319
第2回送金	H28.5.25(水)	H28.5.18(水)	H28.5.1(日)~5.18(水)	8,272,053	2,217,430	10,489,483
第3回送金	H28.6.9(木)	H28.6.6(月)	H28.5.19(木)~6.6(月)	12,340,025	13,093,509	25,433,534
第4回送金	H28.6.24(金)	H28.6.22(水)	H28.6.7(火)~6.22(水)	5,055,709	30,485,741	35,541,450
第5回送金	H28.7.11(月)	H28.7.5(火)	H28.6.23(木)~7.5(火)	3,670,532	7,357,753	11,028,285
第6回送金	H28.7.25(月)	H28.7.21(木)	H28.7.6(水)~7.21(木)	2,653,036	26,842,390	29,495,426
第7回送金	H28.8.25(木)	H28.8.22(月)	H28.7.22(金)~8.22(月)	4,620,241	14,084,117	18,704,358
第8回送金	H28.9.26(月)	H28.9.21(水)	H28.8.23(火)~9.21(水)	4,889,409	20,031,125	24,920,534
第9回送金	H28.10.25(火)	H28.9.30(金)	H28.9.22(木)~9.30(金)	878,710	3,211,206	4,089,916
第10回送金	H28.11.22(火)	H28.11.22(火)	H28.10.1(土)~11.22(火)	556,104	6,834,134	7,390,238
合計				46,209,138	124,157,405	170,366,543

<本社受け付け義援金の按分について>

- ・平成28年9月までの収納分…熊本県と大分県(配分委員会)に、被災状況に応じて按分され送金
- ・平成28年10月以降の収納分…熊本県(配分委員会)に送金

※受付終了後に受入れた義援金を含めて送金を完了

被災直後から、義援金の受け入れ態勢を整えるとともに、支部事務局での対応が始まった。

義援金は、被災者の支援を目的としており、全国からの個人、法人の善意により寄せられ、被災者に現金の形で給付されるもので、義援金受付団体である日本赤十字社への信頼により委託されたものであることから、寄せられる義援金についても、委託者への丁寧な説明と、適正な資金管理に努めるとともに、受付状況、被災者への配分状況についての詳細について報告を行うことを心掛けた。本社ホームページに、全国の義援金受付件数、受付額、活動状況から被災者への配分までのフローまでが速やかに掲載されたことは、電話対応の際

に非常に有用であった。

募集開始直後から、電話での問い合わせが殺到し、少数人数での対応であり、「対応が遅い」「義援金はいつ被災者に届けるのか」「本当に全額を届けているのか」などの意見が多く寄せられ、そのひとつひとつに丁寧に説明を行った。義援金の対応については、丁寧な説明と、寄付者の意向に沿った協力の方法について、広報との連携も必要だと感じた。また、時間の経過とともに企業、団体からの受け入れが増加し、可能な限りセレモニー等を行い、義援金募集の広報活動にご協力いただいた。

